

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

人事院勧告に基づく地域手当支給率及び本市職員の旅費制度の改正に準じて、市長、副市長及び教育長の地域手当及び旅費制度を見直すため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に定める額を旅費として」を「、旅費を」に改め、同条第2項中「前項に定めるもののほか、市長等に支給する旅費については」を「前項の規定により支給する旅費は」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当の特例）

31 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当に関する第3条第5項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる秦野市職員の給与に関する条例第8条の2第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|----|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|----|----|---------|--------|
| <p>(旅費)</p> <p>第4条 市長等が職務を行うため出張した場合には、<u>旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1-30 (略)</p> <p><u>(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当の特例)</u></p> <p>31 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支給する地域手当に関する第3条第5項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる秦野市職員の給与に関する条例第8条の2第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。</u></p> | <p>(旅費)</p> <p>第4条 市長等が職務を行うため出張した場合には<u>別表に定める額を旅費として支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、市長等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1-30 (略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">鉄道賃</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1泊につき)</th> <th style="text-align: center;">食卓料 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運賃の等級</td> <td style="text-align: center;">運賃の等級</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> </tbody> </table> | 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 宿泊料 (1泊につき) | 食卓料 (1泊につき) | 運賃の等級 | 運賃の等級 | 実費 | 実費 | 13,000円 | 1,800円 |
| 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 宿泊料 (1泊につき) | 食卓料 (1泊につき) | | | | | | | | |
| 運賃の等級 | 運賃の等級 | 実費 | 実費 | 13,000円 | 1,800円 | | | | | | | | |

| | | | | |
|---------------|---------------|--|--|--|
| <u>が区分され</u> | <u>が区分され</u> | | | |
| <u>ている場合</u> | <u>ている場合</u> | | | |
| <u>1等の運賃、</u> | <u>1等の運賃、</u> | | | |
| <u>運賃の等級</u> | <u>運賃の等級</u> | | | |
| <u>を設けない</u> | <u>を設けない</u> | | | |
| <u>線路で特別</u> | <u>船舶で特別</u> | | | |
| <u>車両料金を</u> | <u>船室料金を</u> | | | |
| <u>徴する客車</u> | <u>徴するもの</u> | | | |
| <u>を運行して</u> | <u>を運行して</u> | | | |
| <u>いる場合運</u> | <u>いる場合運</u> | | | |
| <u>賃のほか特</u> | <u>賃のほか特</u> | | | |
| <u>別車両料金</u> | <u>別船室料金</u> | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。